

「第 136 回国税委員会、第 119 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）」

2022 年 1 月 20 日、経済産業省から「令和 4 年度税制改正」について説明をいただき議論し、その後森信から「財政を巡る「新しい見解」と「旧い見解」」について説明、議論を行いました。経産省の資料は別添、森信の資料は (<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3892>) です。

議論があったのは、経産省から説明いただいた内部留保に関してです。

経産省の説明は、「黒字の際に積増し当期純利益が赤字の際に取崩すいわゆる「内部留保」については、貸借対照表上の利益剰余金を指すことが一般的。利益剰余金は、過去の損益が累積したものであり、赤字とならない限り、減少しないもの。また、企業が持っている土地や設備、在庫などの資金の出元を分類した場合に、それが自らが稼いだ資金であることを指すものであり、余っている資金という意味ではない。また大企業の現預金の動向を見ると、2012 年度から 2019 年度で、現預金は 20 兆円増加しているが、総資産に占める現預金比率は概ね横ばい（2020 年度は金額、総資産比率ともに増加）である。」

これに対し以下の議論がありました。

- ・いまだに企業の内部留保が増えていることを問題視している向きが多く、内部留保を減らして賃上げや株主還元に戻すべきだという声が多い。きちんとした説明が必要ではないか。
- ・大企業の現預金が増加したことについては、経団連が反論しているように、現預金の水準は売上高の 1~2 ヶ月分程度であって、資金繰りがショートするリスクを回避する企業の運転資金としては適正水準であり現預金を溜め込み過ぎているという批判は当たらない。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。